資料

令和4年11月定例会日程

20日間

月日	曜	区分		備考
11. 18	金	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
1 9	土		/ HI - L - D - D	
2 0	日		(閉庁日)	
2 1	月	休 会	(議案調査)	一般質問通告締 切 12:00
2 2	火		(議案調査)	
2 3	水		(閉 庁 日) 勤労感謝の日	
2 4	木	十人辛	机 左左 88	
2 5	金	本会議	一 般 質 問	
2 6	土	44 ^	/ 間 七 口)	
2 7	日	休 会	(閉庁日)	
2 8	月			請願締切 16:00
2 9	火	★△逹	一 般 質 問	議員発議案締切 17:00 (会派提出)
3 0	水	本会議	ー 般 質 問 議 案 に 対 す る 質 疑 討論・採決(人事案件) 議案・請願委員会付託	議会運営委員会 9:30
12. 1	木			
2	金		常任委員会	議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)
3	土	休会	(閉庁日)	
4	日		(2] /] [] /	
5	月		特別委員会	議会運営委員会 (特別委員会終了後)
6	火		(議事整理)	
7	水	本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和4年11月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第1号 令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)

議案第2号 令和4年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)

議案第3号 宮崎県税条例の一部を改正する条例

議案第4号 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

議案第5号 宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例

議案第6号 宮崎県情報公開条例の一部を改正する条例

議案第7号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例

議案第8号 市町村立学校職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例

議案第9号 地方警察職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

議案第10号 工事請負契約の締結について

議案第11号 工事請負契約の締結について

議案第12号 工事請負契約の変更について

議案第13号 損害賠償額の決定について

議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第17号 当せん金付証票の発売について

議案第18号 公立大学法人宮崎県立看護大学第2期中期目標の策定について

議案第19号 一ツ葉有料道路の事業変更に係る同意について

議案第20号 教育委員会委員の任命の同意について

議案第21号 収用委員会委員の任命の同意について

議案第22号 収用委員会委員の任命の同意について

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

(文書取扱 財政課)

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和4年11月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第23号 令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)

議案第24号 令和4年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(第3号)

議案第25号 令和4年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)補正予算(第2号)

議案第26号 令和4年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)補正予算(第1号)

議案第27号 令和4年度宮崎県立病院事業会計補正予算(第1号)

議案第28号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第29号 市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員

の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

議案第30号 知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(文書取扱 財政課)

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和4年11月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第31号 令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第8号)

(文書取扱 財政課)

一般質問時間割

11月24日(木)

順序	1	会 派			Ē	質	問	者	時	間	備考
1	県	民	C	カ	声	井_	上紀	代子	10:00	~11:00	
2	郷	中	C	カ	会	有同	畄	浩一	11:00	~12:00	休憩
3	自	由	民	主	党	H H	て イ	博三	13:00	~14:00	
4	自	由	民	主	党	安日	1	厚生	14:00	~15:00	

11月25日(金)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
5	県民連合宮崎	田口 雄二	10:00~11:00	
6	公 明 党	重松幸次郎	11:00~12:00	休憩
7	県民連合宮崎	太田 清海	13:00~14:00	

11月28日(月)

順序	Ê	À		沂	į	質	問	者	時	間	備考
8	自	由	民	主	党	山上		寿	10:00	~11:00	
9	公		明		党	坂本	•	康郎	11:00	~12:00	休憩
1 0	自	由	民	主	党	佐藤	=	雅洋	13:00	~14:00	

11月29日(火)

順序	会	派	質	問者	時	間	備考
1 1	自 由	民 主 党	坂口	博美	10:00	~11:00	
1 2	自 由	民 主 党	日高	博之	11:00	~12:00	休憩
1 3	自 由	民 主 党	武田	浩一	13:00~	~14:00	

11月30日(水)

順序	会 派	質 問	者	時	間	備考
1 4	県民連合宮崎	岩切	達哉	10:00~	11:00	
1 5	日 本 共 産 党	前屋敷	恵美	11:00~	12:00	休憩
1 6	自 由 民 主 党	右松	隆央	13:00~	14:00	

議案・請願 委員会審査結果表

[議 案]

			常日	委員	€会	
番号	件名	総務政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	令和4年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第 2号)			可決		
第3号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	可決				
第4号	職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	可決				
第5号	宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例	可決				
第6号	宮崎県情報公開条例の一部を改正する条例	可決				
第7号	職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例	可決				
第8号	市町村立学校職員の定年等に関する条例等の一部を改 正する条例					可決
第9号	地方警察職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条 例					可決
第10号	工事請負契約の締結について			可決		
第11号	工事請負契約の締結について			可決		
第12号	工事請負契約の変更について			可決		
第13号	損害賠償額の決定について		可決			
第14号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第15号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第16号	公の施設の指定管理者の指定について					可決
第17号	当せん金付証票の発売について	可決				
第18号	公立大学法人宮崎県立看護大学第2期中期目標の策定 について		可決			
第19号	ーツ葉有料道路の事業変更に係る同意について			可決		

			常石	E委員	員 会	
番号	件名	総務政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第23号	令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)	可決	可決	可決	可決	可決
第24号	令和4年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算 (第3号)					可決
第25号	令和4年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)補 正予算(第2号)					可決
第26号	令和4年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)補正 予算(第1号)					可決
第27号	令和4年度宮崎県立病院事業会計補正予算(第1号)		可決			
第28号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	可決				
第29号	市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育 諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関す る条例の一部を改正する条例					可決
第30号	知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正す る条例	可決				
第31号	令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第8号)	可決	可決	可決	可決	可決
報告第1号	専決処分の承認を求めることについて * 工事請負契約の変更について			承認		

[請願]

		常任委員会							
番号	件名	総務政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業			
第6号	新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利 を保障するために少人数学級を求める請願					継続			
第9号	夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求 める意見書提出についての請願	継続							

閉会中の継続審査・調査申出一覧

令和4年11月定例会

委員会名	事	件	理 由
総務政策常任委員会		一同氏を維持し、旧姓の通称 どを求める意見書提出につい 近に関する調査	慎重な審査 ・調査を要 するため
厚生常任委員会	福祉保健行政の推進及び	『県立病院事業に関する調査	調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土	:木行政の推進に関する調査	調査を要す るため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林水産業	έ振興対策に関する調査	調査を要す るため
文教警察企業常任委員会	を守り学る 数学級をす	ウイルス感染症から子ども 権利を保障するために少人 さめる請願 進並びに公営企業の経営に	慎重な審査 ・調査を要 するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程に関する調査	関する審査及び議会運営に	円滑な議会 運営を図る ため

議 案 議 決 件 名 一 覧 表

議	案	番	号	件 名	議	決	F]	日
知事	提出請	養案第	1号	令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)	12月	7 日・	1	可	決
	JJ	第	2号	令和4年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算 (第2号)		"			
	IJ	第	3 号	宮崎県税条例の一部を改正する条例		"			
	IJ	第一	4 号	職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例		"			
	"	第	5 号	宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例		"			
	IJ	第	6 号	宮崎県情報公開条例の一部を改正する条例		"			
	"	第	7 号	職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例		"			
	IJ	第	8号	市町村立学校職員の定年等に関する条例等の一部を		"			
				改正する条例					
	"	第	9 号	地方警察職員の懲戒に関する条例の一部を改正する		"			
				条例					
	IJ	第1	0号	工事請負契約の締結について		"			
	"	第1	1号	工事請負契約の締結について		"			
	"	第1	2号	工事請負契約の変更について		"			
	"	第1	3号	損害賠償額の決定について		"			
	"	第1	4号	公の施設の指定管理者の指定について		"			
	"	第1	5号	公の施設の指定管理者の指定について		"			
	"	第1	.6号	公の施設の指定管理者の指定について		"			
	"	第1	7号	当せん金付証票の発売について		"			
	IJ	第1	.8号	公立大学法人宮崎県立看護大学第2期中期目標の策		"			
				定について					
	"	第1	9号	一ツ葉有料道路の事業変更に係る同意について		"			
	"	第2	20号	教育委員会委員の任命の同意について	11月:	30日	•	同	意
	"	第2	21号	収用委員会委員の任命の同意について		"			
	IJ	第2	22号	収用委員会委員の任命の同意について		"			
	IJ	第2	23号	令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)	12月	7 日	•	可	決
	IJ	第2	24号	令和4年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予		IJ			
				算(第3号)					
	"	第2	25号	令和4年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)		"			
				補正予算 (第2号)					

議	案	~~~	Z.	号	件	名	議	ž	夬	月	日
知事	提出	議案	第2	86号	令和4年度宮崎県公営企業会計(地域振正予算(第1号)	興事業) 補	12月	7 ⊧	•	可	決
	IJ		第2	27号	令和4年度宮崎県立病院事業会計補正予算	草(第1号)			IJ		
	IJ		第2	8号	職員の給与に関する条例等の一部を改正	する条例			IJ		
	IJ		第2	9号	市町村立学校職員の給与等に関する条例	及び義務教			IJ		
					育諸学校等の教育職員の給与等に関する	特別措置に					
					関する条例の一部を改正する条例						
	"		第3	0号	知事等の給与及び旅費に関する条例等の	一部を改正			IJ		
					する条例						
	IJ		第3	1号	令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第	(8号)			IJ		
報		告	第	1 号	専決処分の承認を求めることについて		12月	7	•	承	認
議員	発議	案	第	1号	宮崎県議会の保有する個人情報の保護に	.関する条例	12月	7 F	•	可	決
	IJ		第 2	2 号	宮崎県議会情報公開条例の一部を改正す	る条例			IJ		
	<i>]]</i>		第:	3 号	防災・減災、国土強靱化の更なる推進を求	対る意見書			IJ		
	IJ		第4	4 号	地方公共交通維持のための財政支援の拡	充を求める			IJ		
					意見書						
	<i>]]</i>		第:	5 号	LPガス料金上昇抑制のための財政措置	を求める意			IJ		
					見書						

議員発議案等



議員発議案第1

宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例

目次

3条) (第1条—第 終則 ψ 第1] 個人情報等の取扱い(第4条―第16条) 2章 無

個人情報ファイル (第17条) 第3章

訂正及び利用停止 羅示、 4 章 紙

(第18条一第30条) 羅示 第1節 (第31条一第37条) 温温 2 館 無 利用停止 (第38条—第43条) 3 部 無 (第44条—第46条) 審査請求 4 節 紙

(第47条—第52条)

雑則

5章

無

(第53条—第56条) 副副副 9 紙

附則

総則 第1章

(目的)

5 議会が 議会の事務の適正かつ円滑な運営を図 (以下「議会」という。) における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、 J 0 7 <u>س</u> ال 訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするこ つ、個人の権利利益を保護することを目的とする。 宮崎県議会 保有する個人情報の開示、 この条例は、 第1条

(定義)

この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 第2条 図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その 他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載 (文書) 生年月日その他の記述等 当該情報に含まれる氏名、 (1)

410 r ث 以下回 IJ 10 を識別す をいう。 それにより特定の個人 (個人識別符号を除く。 とができ 切の事項 IJ (他の情報と容易に照合する 用いて表された 動作その他の方法を、 5 60 きでが 又は音声、 ريـ IJ 10 により特定の個人を識別す 若しくは記録され、 となるものを含む。 رد なれ、 IJ 10

- 2) 個人識別符号が含まれるもの
- $\overline{\mathcal{A}}$ 宮崎県議会議長 Š 記号その他の符号のう 亭 梅 次の各号のいずれかに該当する文字、 なば、 という。)が定めるものをいう この条例において「個人識別符号」 팪 $^{\circ}$
- 当該特定の個 ٢ 記号その他の符号であっ 番号、 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、 60 10 きで 上放了 IJ 人を識別する (1)
- ードその他の書 は購入者 又は発行を その利用者若しくは購入者」 批 又は個人に発行されるカ 特定の利用者 Š とによっ IJ トられ、 記号その他の符号であっ は記録される 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当 者しくこ 又は記載され、 番号、 若しくは電磁的方式により記録された文字、 うに割り当てられ、 とができるもの 4 ごとに異なるものとなる 又は発行を受ける者を識別するこ 記載され、 る者 受け (2)
- 犯罪により害を被った事実その他本 偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる 犯罪の経歴、 社会的身分、病歴、 「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、 人に対する不当な差別、 この条例において 個人情報をいう \mathfrak{C}
- 宮崎県 Ž 「職員」という。) 「公文書」という。 議会が保有しているものをいう。ただし、 (以下 (以下この章から第3章まで及び第6章において る公文書 条に規定す α ŕ 無 職員が組織的に利用するものとし という。 「情報公開条例」 議会の事務局の職員 1 $\vec{\sim}$ 又は取得した個人情報であって、 (平成14年宮崎県条例第27号。 たば、 この条例において「保有個人情報」 に記録されているものに限る。 議会情報公開条例 4
- 次に掲げるものをいう。 保有個人情報を含む情報の集合物であって、 この条例において「個人情報ファイル」とは、 Ŋ
- るように体系的に構成したもの 定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができ
- 特定の保有個人情報を容 101 その他の記述等に ш 生年月 目的を達成するために氏名、 ように体系的に構成したもの 定の事務の 前号に掲げるもののほか、 に検索することができる (2)

圆

- て識別される特定の個人をいう。 個人情報によっ、 なばな この条例において個人情報について「本人」 9
- \Box ÍΠ 铝 ريـ を講じて他の情報 該各号に定める措置 ことができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。 汌 次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて なばな 「仮名加工情報」 り特定の個人を識別する この条例において ない限
- r 6 رد IJ 10 元子 を御り 記述等 部の調 (当該-ريد IJ 除する 部を削 当該個人情報に含まれる記述等の-を含む。 رد IJ 規則性を有しない方法により他の記述等に置き換える 個人情報 号に該当する 項第 滛 10 40
- IJ 2 (当該個人識別符号を復元す رد IJ 10 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除す ることを含む。 ıΚ る規則性を有しない方法により他の記述等に置き換 2号に該当する個人情報 第1項第 せて 7) (S) $\stackrel{\frown}{\circ}$
- 識別 * どに て特定の個人を ができないよ ن を講 ريـ IJ 鮰 10 る描記 該個人情報を復元す 号に定め、 次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各 川 Ý とができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であっ とは、 「匿名加工情報」 この条例において ものをいう IJ 10 f ∞
- r 6 رد IJ 10 元ず 筤 ίķ 記述等 部の (当該-رد IJ 部を削除する 記述等の一 を含む。 当該個人情報に含まれる رد IJ 規則性を有しない方法により他の記述等に置き換える 1号に該当する個人情報 第1項第 10 (1)40
- J. J 2 (当該個人識別符号を復元す ريد ij 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除する ることを含む。 できる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換え 2号に該当する個人情報 第1項第 7) (S) (2)
- 仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれに 個人情報、 ŕ 生存する個人に関する情報であっ なばな この条例において「個人関連情報」 該当しないものをいう。 6
- (平成25年法律第 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 2条第8項に規定する特定個人情報をいう なばな この条例において「特定個人情報」 無 という。 以下「番号法」 пþ° 10
- J 2 職員が組織的に利用す ŕ 職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であっ、 公文書に記録されているものに限る 議会が保有しているものをいう。ただし、 とは、 この条例において「保有特定個人情報」 とした、 6 11
- H 第2条第1項に規定する独立行政法人及 別表第1に掲げる法人をいう 103号) (平成11年法律第 以下「海」という。) 独立行政法人通則法 (平成15年法律第57号。 なば、 この条例において「独立行政法人等」 人情報の保護に関する法律 12
- 1項に規定する地方独立行政法 第2条第 118号) (平成15年法律第 地方独立行政法人法 とば、 この条例において「地方独立行政法人」 13

人をいう。

(議会の責務)

その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。 議会は、 33 《张 紙

第2章 個人情報等の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

- 6 第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。 る限り特定しなければならない。 その利用の目的をでき かつ、 法令 (条例を含む。 規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、 個人情報を保有するに当たっては、 議会は、 第4条
- はて 個人情報を保有し ŕ (以下「利用目的」という。) の達成に必要な範囲を超え 前項の規定により特定された利用の目的 議会は、 ならない。 S
- 変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならな 利用目的を変更する場合には、 議会は、 က

°\ \

(利用目的の明示)

- 40 次に掲げる場合を除 (電磁的記録を含む。) に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、 あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。 議会は、本人から直接書面 ら 条 滛
- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき
- o HU 身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあると 本人又は第三者の生命、 利用目的を本人に明示することにより、 (2)
- 独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適 国の機関、 7 0 , 40 ىل رب بي 正な遂行に支障を及ぼすおそれがある 利用目的を本人に明示するこ (3)
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。 違法又は不当な行為を助長し、 議会は、 第6条

(適正な取得)

偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。 議会は、 7 無

(正確性の確保)

保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。 的の達成に必要な範囲内で、 Ш Щ 至 議会は、 <u>%</u> 《 猺

(安全管理措置)

になけれ 滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講 保有個人情報の漏えい、 議長は、 ばならない。 9 然 滛

を受けた者が受託した業務を行う場合にお (2以上の段階にわたる委託を含む。 議会に係る個人情報の取扱いの委託 10 る個人情報の取扱いについて準用す 前項の規定は、 1 α

従事者の義務)

(昭和 前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会 以下この条及び第53条において同じ。) 若しくは従事していた派遣労働者 (労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、 2号に規定する派遣労働者をいう。 こおいて個人情報の取扱いに従事している派遣労働者 2 条第 紙 60年法律第88号) 第10条 ź

(漏えい等の通知)

旨を通知しなければな 毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそ 当該事態が生じた Š 4 いるに。 その定めると この限りでない。 本人に対し、 らない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、 れが大きいものとしてその定めるものが生じたときは、 保有個人情報の漏えい、滅失、 議長は、 第11条

- #1 ريد 10 رد *W* 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置 (1)
- (2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき

(利用及び提供の制限)

又は提供してはならない。 法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、 議会は、 第12条

규 (利用目的以外の目的のために保有個人情報 7 IJ 又は提供する ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、 この限りでない。 議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、 て、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、 $^{\circ}$ ことがふず 議会は、 又は提供する 前項の規定にかかわらず、 自ら利用し、 *W* α

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- 当該保有個、 その権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であっ #10 ريـ を利用することについて相当の理由がある 2 議会が法令の規定によ 情報 (2)
- 他の地方公共団体の機関 ζ 海区漁業調整 法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する 法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用 収用委員会、 公営企業管理者及び病院事業管理者並びに県が設立した地方独立行政法人、 労働委員会、 察本部長、 瓣 公安委員会、 監査委員、 #1 当該個人情報を利用することについて相当の理由があると 選挙管理委員会、人事委員会、 他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、 保有個人情報の提供を受ける者が、 会、内水面漁場管理委員会、 教育委員会、 ゆにおいて、 知事、 条词
- 3 本人以外の者に提供す , tu 0 HU 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供すると ريـ その他保有個人情報を提供することについて特別の理由がある とが明らかに本人の利益になるとき、 (4)
- 保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。 前項の規定は、 \mathfrak{C}
- 保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部にお 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、 る利用を議会の事務局の特定の課又は職員に限るものとする。
- 2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適 κ 同表の右欄に掲げる字句とす これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、 紙 保有特定個人情報に関しては、 用については、 Ŋ

班10久胜1品	はくはくない 出日	
弗12米弗14	行うに使うへ後行め来ら、小田一	4. H E E E E E E E E E E E E E E E E E E
	目的以外の目的	
	自ら利用し、又は提供してはな	供してはな 自ら利用してはならない
	らない	
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本	き、又は本 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本
	人に提供するとき	人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項

#U -V		(お 1 なに 茶の 即分に 灰の。) こ 然た に 無父 して 村石 られてい の こ ら
		、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されている
		とき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報フ
		ァイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう
		。)に記録されているとき
第38条第1項第2号 第12条第1	第12条第1項及び第2項	番号法第19条

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

その衙 必要が くは方法の制限 保有個人情報を提供する場合において、 VO ° とを求めるものとす その利用の目的若し 必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるこ 提供に係る個人情報について、 利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、 保有個人情報の提供を受ける者に対し、 ばき あると認めると 議長は、 第13条

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

的若しくは方法 (当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合 **₩** を求める ر بر ار R Ш その利用の の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ず 当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、 第三者に個人関連情報を提供する場合 に限る。)において、必要があると認めるときは、 議長は、 のとする。 第14条

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

- を発 (個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。 に提供してはならない。 (当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。) 法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報 議会は、 第15条 11]
- その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならな 議長は、 $^{\circ}$
- 当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人 (仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1 てはならない。 又は当該仮名加工情報を他の情報と照合し、 法令に基づく場合を除き、 を取得し、 項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。) 仮名加工情報を取り扱うに当たっては、 削除情報等 を識別するために、 職分は、 \mathfrak{C}

- 111 ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その 当該仮名加工情 る信書の送達に 10 4 ij 便事業者 4 居を訪問するために、 郵便若しくは民間事業者に 2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書 又は住り を用いて送信し、 電話をかけ、 tu 法令に基づく場合を除 て議長が定めるものをいう。 電報を送達し、 報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。 仮名加工情報を取り扱うに当たっては、 \mathcal{C} 2項に規定する信書便により送付し、 · P 紙 他の情報通信の技術を利用する方法、 (平成14年法律第99号) 関する法律 議会は、 ※ 選 4
- を受けた者が受託した業務を行う 議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託 (2以上の段階にわたる委託を含む。 合について準用する 前各項の規定は、 Ŋ

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

- 当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の 3 当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係 又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。 法令に基づく場合を除き、 匿名加工情報を取り扱うに当たっては、 方法に関する情報を取得し、 本人を識別するために、 議会は、 第16条
- 匿名加工情報の適切な管理のために必要 匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、 な措置を講じなければならない。 議会は、 α
- 鄵 ر کر を受けた者が受託した業務を行 (2以上の段階にわたる委託を含む。 議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託 合について準用する 2項の規定は、 温 \mathfrak{C}

第3章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

- 3 議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定め 公表しなければならない。 を作成し、 という。) (以下「個人情報ファイル簿」 その定めるところにより、 記載した帳簿 議長は、 第17条
- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- 日その他の 年月 $\overline{\mathbb{H}}$ 及び本人(他の個人の氏名 という。) (以下この条において「記録項目」 個人情報ファイルに記録される項目 (4)

(次項第 して個人情報ファイルに記録される個人の範囲 رد 次項第1号カにおいて同じ。 記述等によらないで検索し得る者に限る。 という。 号において「記録範囲」

 \mathcal{O}

- という。)の収集方法 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この条において「記録情報」 2
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- 第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地 次条第1項、 (8)
- $\mathbb{I}_{\mathbb{I}}$ 8 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、 6
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 次に掲げる個人情報ファイル
- 報フ 議員報酬 (議長が行う職員の採用試験に関する個) 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、 £0 生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録する 福利厚/ 給与又は報酬、
- イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
- ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
- 送 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであっ、 付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの Н
- 記録情報を専ら当該学術研 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、 究の目的のために利用するもの \forall
- カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル
- アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル 4
- 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、 記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のも その利用目的、 (2)
- 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル (3)

アイルを含む。

- 当該事務又は事業の適正 又はその個人情報ファイルを 5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載 利用目的に係る事務又は事業の性質上、 その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、 部若しくは同項第 とにより、 又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載するこ てまけ、 記録項目の一 な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める $\overset{\circ}{\wp}$ 個人情報ファイル簿に掲載しないことができ 議長は、 第1項の規定にかかわらず、 \mathfrak{C}
- 第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

- p Ž, , رد IJ 議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求する 議長に対し、 ころにより、 この条例の定めると 何人も、 о И Н 第18条
- 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この章において「代理人」と総称する。)は、本人に κ_{\circ} をすることができ という。 「開示請求」 下この章及び第48条において 代わって前項の規定による開示の請求 $^{\circ}$
- を議長に提出してしなければならない。 という。 (第3項において「開示請求書」 次に掲げる事項を記載した書面 開示請求は、 (開示請求の手続) 第19条
- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- る事項 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足り (2)
- (前条第2項 又は提出しなければ 議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること を示す書類を提示し、 <u>~</u> の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であるこ 開示請求をする者は、 前項の場合において、 ならない。 $^{\circ}$
- う努めな Br. 相当の期間 4 補正の参考となる情報を提供する に対し、 という。) 「開示請水者」 開示請求者に対し、 (以 下 開示請求をした者 議長は、 この場合において、 開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、 $^{\circ}$ その補正を求めることができ ければならない。 議長は、 定めて、 က

(保有個人情報の開示義務)

7条第2号ウに掲げる (情報公開条例第 開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報 開示請求があったときは、 議長は、 第20条

<□ 驱 のいずれかが含まれている。 という。 「不開示情報」 以下 を弱く。 当該保有個人情報を開示しなければならない ものを除く。) 10 員に係る (同号に規定する公社の役員及び職) 開示請求者に対し、 を解り 青報

- \mathfrak{C} 次号及び第 当該本人をいう。 整 生活又は財産を害するおそれがある情 第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、 健康、 じ。)の生命、 頃において同 2項並びに第27条第 開示請求者 紙 次条 (1)
- 若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定 \mathbb{H} 該情報に含まれる氏名、 4 おそれがあるもの。 2 とによ М 1) 汌 10 (他の情報と照合す なお開示請求者以外の個人の権利利益を害す があって、 (事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。) 5 40 ことができ 開示請求者以外の特定の個人を識別する となるものを含む。 Š とによっ IJ ريـ 開示する 1) 1) 開示請求者以外の個人に関する情報 ことがらみ ないが、 日その他の記述等により 以外の特定の個人を識別する #10 r なば、 次に掲げる情報を除 IJ の個人を識別する (2)#
- とが予定されている情報 又は知るこ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ

報

- 報 と認められる情 開示することが必要である を保護するため、 生活又は財産 健康、 人の生命、 \checkmark
- 2条第 当該情報がその職務の遂行に (独立行政法人通則法第 (昭和25年法律第 地方公務員法 である場合において、 第2条第1項に規定する国家公務員 当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分 独立行政法人等の役員及び職員、 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。) (昭和22年法律第 120号) 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、 該情報のうち、 (国家公務員法 汌 ź 該個人が公務員等 也 る情報であると 汌 **P**
- \mathbb{H} 健康、 独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という ただし、人の生命、 る情報であって、次に掲げるもの。 とが必要であると認められる情報を除 に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関す 又は財産を保護するため、開示するこ) H 法人その他の団体 (3) 笳
- J) 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある 当該法人等又は当該個人の権利、 とにより、 IJ 開示する
- رد として開示しないこ 当時の状況等に照らして合理的であると認められる 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例 されているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、 \angle
- につき相当の理由がある情 查 鎮圧又は捜 犯罪の予防、 ريد , S IJ とによ 刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると議長が認める IJ 開示する という。)をする場合において、 (以下「開示決定等」 議長が第24条各項の決定 公訴の維持 (4)

報

- である 40 ا ₩ 検討又は協議に関する情報 Æ. 不当に住民の間に混乱 地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、 せるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの 独立行政法人等、 開示することにより、 国の機関、 (2)
- 2 4 <u>س</u> الك IJ 地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示する £0 当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある 次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、 独立行政法人等、 国の機関、 (9)
- 他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益 国の安全が害されるおそれ、 を被るおそれ K
- 正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若し ک 試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関 若しくはその発見を困難にするおそれ は不当な行為を容易にし、 取締り、 検査、 腎黄、 \checkmark
- \Box رب 事 地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当 独立行政法人等、 ́ Ш 交渉又は争訟に係る事務に関し、 ての地位を不当に害するおそれ 契約、 Þ
- その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ 調査研究に係る事務に関し、 H
- 公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ 人事管理に係る事務に関し、 \forall
- 8 その企業経営上の正当な利益を害す 地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、 独立行政法人等、 それ R

(部分開示)

- 易に区分して除 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容。 当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。 開示請求者に対し、 ばき رک くことができる 議長は、 第21条
- が含まれてい となる記述等及び 黑 ź HU لک 開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる (開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。 生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができること 用する。 前項の規定を適 同号の情報に含まれないものとみなして、 個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報 当該情報のうち、氏名、 該部分を除いた部分は、 ゆにおいて、 α

(裁量的開示)

個人の権利利益を保護するため特に必要があ ر م 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっ 3 当該保有個人情報を開示することができ 開示請求者に対し、 と認めるときは、 議長は、 10

(保有個人情報の存否に関する情報)

#10 رب 10 とない رر اربا 不開示情報を開示する 3 るだけで、 までが رل 当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答え IJ 当該開示請求を拒否する 当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、 開示請水に対し、 議長は、 第23条 ť

(開示請求に対する措置)

- 又は第 開示す 中 その同 $^{\circ}$ 条網 Ŋ 開示請求者に対し、 紙 ただし、 る保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。 その旨の決定をし、 開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、 この限りでない。 号に該当する場合における当該利用目的については、 議長は、 第24条
- 及び開示請求に係る保有 その旨を書面により通知しなければなら #1 ىر (前条の規定により開示請求を拒否する 開示請求者に対し、 個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき 議長は、 ない。 α

(開示決定等の期限)

- 第19条第3項の規定により補正を求めた場合に ただし、 開示請求があった日から14日以内にしなければならない。 当該期間に算入しない。 当該補正に要した日数は、 開示決定等は、 あっては、 第25条
- り通知しなければな 3 同項に規定する期間を30日以内に限り延長す 4 延長後の期間及び延長の理由を書面に 事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、 遅滞なく、 開示請求者に対し、 この場合において、議長は、 議長は、 前項の規定にかかわらず、 ν_ο とができ IJ α

(開示決定等の期限の特例)

この場 , J 7 人情報の 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等をする 当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。 開示請求に係る保有個、 議長は、 前条の規定にかかわらず、 とにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、 ちの相当の部分につき 第26条

次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 開示請求者に対し、 頃に規定する期間内に、 第1. 回条 議長は、

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
- 数は Ш 該期間の 汌 ť HU ريد 議長及び副議長がともに欠けている期間がある 開示決定等をしなければならない期間に、 同条の期間に算入しない。 前条の規定による

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

- 紙 民 1 \mathcal{C} 幯 (以下この条) 当た 開示決定等をするに 当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知 地方独立行政法人及び開示請求者以外の者 議長は、 ているときは、 に関する情報が含まれ 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、 Š ころによ という。 ريد 議長が定める 無 ν_ο 号及び第46条において とができ 川者に対し、 IJ を提出する機会を与える 当該情報に係る第 2項第3 第27条 舢
- 該第 4 開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知 , III に先立ち、 (以下この章において「開示決定」という。) この限りでない。 当該第三者の所在が判明しない場合は、 項の決定 第24条第1 ただし、 書を提出する機会を与えなければならない。 てまけ、 次の各号のいずれかに該当する 議長が定めるところにより、 者に対し、 気は、 民 幯 11] α
- × もん 当該第三者に関する情報が第20条第2-第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、 3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき は同条第 (1)
- o HU 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとすると $\stackrel{\circ}{\sim}$
- 2週間を置かなければならない 前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見 を提出した第三者に対し、 との間に少なくとも という。 (第45条において「反対意見書」 より通知しなければならない。 Ш 開示決定の日と開示を実施する 当該意見書 を書面に Ш 及びその理由並びに開示を実施する となば、 開示決定後直ちに、 開示決定をする 議長は、 を提出した場合において、 この場合において、 示決定をした旨 議長は、 က

(開示の実施)

電磁的記録に記 閲覧の方法による保有個人情報の 文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、 ただし、 情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。 当該保有個人情報が、 ているときはその種別、 保有個人情報の開示は、 録なれ 第28条

その他正 HU ريـ と認める 当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがある。 これを行うことができる。 その写しにより、 議長は、 当な理由があるときは、 開示にあっては、

- 電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。 前項の規定に基づく 議長は、 $^{\circ}$
- \Box # その求める開示の実施の方法等を 議長に対し、 ころにより、 ريد 議長が定める 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、 出なければならない。 \mathfrak{C}
- 当該期間内に当該申 第24条第1項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、 この限りでない。 ばき ريد 出をすることができないことにつき正当な理由がある 前項の規定による申出は、 4

(他の法令による開示の実施との調整)

他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で 定の場合には開示をしない 同項本文の規定にかかわら 当該他の法令の規定に一 当該期間内に限る。)には、 当該同一の方法による開示を行わない。ただし、 (開示の期間が定められている場合にあっては、 この限りでない。 当該保有個人情報については、 開示することとされている場合 旨の定めがあるときは、 議長は、

10 前項の規定を適用す 当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、 α

专 10 当該写しの交付に要す を受ける者は、 (同項の議長が定める方法を含む。 第28条第1項の規定により公文書の写しの交付 を負担しなければならない。 第30条

Щ

第2節 訂正

(訂正請求権)

3 16 2 の内容が事実でないと思料す この限 ث 以下この章において同 当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、 第38条第1項において同じ。) (追加又は削除を含む。 当該保有個人情報の訂正 (次に掲げるものに限る。 議長に対し、 自己を本人とする保有個人情報 ころにより、 ただし、 この条例の定めると 請求することができる。 何人も、 てまれ、 第31条

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

- 第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの 開示決定に係る保有個人情報であって、 (2)
- 3 をすることができ という。) 「訂正請求」 (以下この章及び第48条において 本人に代わって前項の規定による訂正の請求 $^{\circ}$

0

保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。 訂正請求は、 \mathfrak{C}

(訂正請求の手続)

を議長に提出してしなければならない。 (第3項において「訂正請求書」という。) 次に掲げる事項を記載した書面 訂正請求は、 第32条

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
- る事項 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足り $\stackrel{\frown}{\circ}$
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由
- 又は提出しなければ (前条第2項 議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること を示す書類を提示し、 2 訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であるこ 訂正請求をする者は、 の規定による訂正請求にあっては、 前項の場合において、 ならない。 \mathcal{O}
- 訂正請求をした者(以下この章において「訂正請求者」という。)に対し 訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、 10 、相当の期間を定めて、その補正を求めることができ 議長は、 က

(保有個人情報の訂正義務)

Ш 当該訂正請求に係る保有個人情報の利用 ばき 訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めると 当該保有個人情報の訂正をしなければならない。 的の達成に必要な範囲内で、 議長は、 第33条

(訂正請求に対する措置)

- その旨を書面により通知しな 訂正請求者に対し、 その旨の決定をし、 訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、 ければならない。 議長は、 第34条
- その旨を書面により通知しなけ その旨の決定をし、訂正請求者に対し、 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、 ればならない。 α

(訂正決定等の期限)

第32条第 ただし、 訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。 当該期間に算入しない。 当該補正に要した日数は、 (以下「訂正決定等」という。) は、 3項の規定により補正を求めた場合にあっては、 前条各項の決定 第35条

り通知しなければな 同項に規定する期間を30日以内に限り延長する 4 国で、 # 延長後の期間及び延長の理由を 事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、 遅滞なく、 訂正請求者に対し、 この場合において、議長は、 議長は、 前項の規定にかかわらず、 *К*₀ とができ α

(訂正決定等の期限の特例)

より通知しなければならな 3 前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足り 次に掲げる事項を書面に 訂正請求者に対し、 訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、 同条第1項に規定する期間内に、 議長は、 この場合において、 議長は、 第36条

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

該期間の日数は 汌 ź HU ريد 議長及び副議長がともに欠けている期間がある 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、 同条の期間に算入しない。 α

(保有個人情報の提供先への通知)

当該保有個人 ばき رد と認める 必要がある 第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、 その旨を書面により通知するものとする 遅滞なく、 情報の提供先に対し、 議長は、 第37条

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

꽳 の章 ころにより (以下に 消去又は提供の停止 この条例の定めると この限りでない。 当該保有個人情報の利用の停止、 に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、 自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、 ただし、 当該各号に定める措置を請求することができる。 において「利用停止」という。) 何人も、 長に対し、 第38条

て関 当該保有個人情報の利用の停止又は消 第7条の規定に違反し 第6条の規定に違反して取り扱われているとき、 又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 2項の規定に違反して保有されているとき、 されたものであるとき 第4条第 (1)

#1

- 当該保有個人情報の提供の停止 HU ىر 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されている (2)
- رد IJ をする (以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。) 本人に代わって前項の規定による利用停止の請求 代理人は、 κ_{\circ} おうな α
- 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。 利用停止請求は、 \mathfrak{C}

(利用停止請求の手続)

を議長に提出してしなければな という。 (第3項において「利用停止請求書」 次に掲げる事項を記載した書面 利用停止請求は, らない。 第39条

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項 $\stackrel{\circ}{\circ}$
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
- 温 X رد を示す書類を提示 IJ 利用停止請求に係る保有個人情報の本人である 2 IJ 利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人である 議長が定めるところにより、 利用停止請求をする者は、 2項の規定による利用停止請求にあっては、 は提出しなければならない。 前項の場合において、 ※ 選 α
- <u>ک</u> ک 「利用停止請求者」 (以下この章において 利用停止請求をした者 3 とができ ť 1 1 1 利用停止請求書に形式上の不備があると認める IJ その補正を求める 相当の期間を定めて、 シ。) 7対し、 議長は、 က

(保有個人情報の利用停止義務)

当該保有個人情 議会における個人情報の適正な取 当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支 ただし、 当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。 当該利用停止請求に理由があると認めるときは、 当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、 この限りでない。 利用停止請求があった場合において、 ť 10 障を及ぼすおそれがあると認められる 扱いを確保するために必要な限度で、 報の利用停止をすることにより、 議長は、 第40条

(利用停止請求に対する措置)

と国 . #I *W* そ 回 回 利用停止請求者に対し、 その旨の決定をし、 رلـ 利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする。 議長は、

より通知しなければならない。

- 4 その旨を書面に、 利用停止請求者に対し、 その旨の決定をし、 ばき 利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないと 議長は、 \mathcal{O}
- り通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

- 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、 当該期間に算入しない。 当該補正に要した日数は、 第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、 第42条
- この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなけれ 同項に規定する期間を30日以内に限り延長する 議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、 前項の規定にかかわらず、 とができる。 ばならない。 α

(利用停止決定等の期限の特例)

- 相当の期間内に利用停止決定等をすれ この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しな 前条の規定にかかわらず、 利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、 ければならない。 議長は、 ば足りる。 第43条
- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限
- 当該期間の ばき ريـ 議長及び副議長がともに欠けている期間がある 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、 同条の期間に算入しない。 数は、 α

Ш

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については 適用しない。 第9条第1項の規定は、 (平成26年法律第68号) 開示決定等, 、行政不服審査法 第44条

(審議会への諮問)

訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があった 利用停止決定等又は開示請求、 訂正決定等、 開示決定等, 第45条

卓 (令和4年宮崎県条例第 宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、 議長は、 ばき

- という。)に諮問しなければならない。 「審議会」 (以下 第12条に規定する宮崎県個人情報保護審議会
- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- 当該保有個人情報の開示 とする場合 ريد IJ 当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する について反対意見書が提出されている場合を除く。 審査請求の全部を認容し、 裁決で、
- 当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合 審査請求の全部を認容し、 É
- ďП 当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場 審査請求の全部を認容し、 裁決で、 (4)
- 諮問をした旨を通知しなければならない。 次に掲げる者に対し、 前項の規定により諮問した場合には、議長は、 S
- <u>ಲ</u>ೆ 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同
- 訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。 開示請求者、 \widetilde{S}
- 三者が審査請求人又は参加人である場 該第 <u></u> 判 |11| した第三 審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出 当数 3

K

ďП

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- 当該審査請求に係る保 (第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限 を変更 (開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。) 審査請求に係る開示決定等 旨の裁決 有個人情報を開示する 5年 無 (2)

(海田除外)

く困難であるものは まだ分類その他の整理が行われていな 同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著し (不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。) のうち、 議会に保有されていないものとみなす。 節を除く。)の規定の適用については、 保有個人情報 (第4 いもので、

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

とする者がそれぞれ容易 した適切な措置を とができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮 をしよう という。 (以下この条において「開示請求等」 訂正請求又は利用停止請求 IJ 10 かつ的確に開示請求等をす 開示請水、 講ずるものとする。 議長は、 第48条

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければなら 議長は、 第49条 ない。

(個人情報の適正な取扱いの確保)

審議公 ばき ريد と認める とが特に必要である IJ 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴く ν_ο に諮問することができ 議長は、 第50条

(施行の状況の公表)

かる。 ものと その概要を公表する この条例の施行の状況を取りまとめ、 毎年度、 議長は、 第51条

(委任)

第52条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が 2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者 正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製 100万円以下の罰金に処する。 2年以下の懲役又は を提供したときは、 第9条第 職員若しくは職員であった者、 し、又は加工したものを含む。) 第53条

又は盗用 その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、 ときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 前条に規定する者が、 した 第54条

図画又は電磁 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、 的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 第55条

5万円以下の過料に処する。 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、 第56条

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を次のように改正する。 第2条 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正前	改正後
	(設置等)	(設置等)
和区	第12条 次に掲げる事務を行わせるため、宮崎県個人情報保護審議	第12条 次に掲げる事務を行わせるため、宮崎県個人情報保護審議
	会(以下「審議会」という。)を置く。	会(以下「審議会」という。)を置く。
	(1) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の規	(1) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の規
	定による機関として、法第 105条第3項において準用する同条	定による機関として、法第 105条第3項において準用する同条
	第1項の規定による諮問に応じ、審議を行うこと。	第1項及び宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例
		(令和4年宮崎県条例第 号。以下「県議会個人情報保護条例
		<u>」という。)第45条第1項</u> の規定による諮問に応じ、審議を行
		。とこと
	(2) 法第 129条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取	(2) 法第 129条及び県議会個人情報保護条例第50条の規定によ
	扱いの確保に関する事項について、実施機関に意見を述べるこ	る諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項に
	° AV	ついて、実施機関及び宮崎県議会議長(以下「議長」という。
) に意見を述べること。
	(3)~(5) [略]	(3)~(5) [略]
	(審議会の調査権限)	(審議会の調査権限)
<u>₩</u>	第14条 審議会は、第12条第1号の審議を行うため必要があると認	第14条 審議会は、第12条第1号の審議を行うため必要があると認

めるときは、法第 105条第3項において準用する同条第1項の規	めるときは、法第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項 $\overline{0}$ 0 $\overline{0}$ 0
定により審議会に諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。	<u>県議会個人情報保護条例第45条第1項の規定により審議会に諮問</u>
)に対し、審査請求のあった開示決定等、訂正決定等若しくは利	をした実施機関 <u>及び議長</u> (以下「諮問庁」という。) に対し、審
用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係	査請求のあった開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等
る不作為に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この	又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係
場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個	る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において
人情報の開示を求めることができない。	は、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示
	を求めることができない。
2~4 [略]	$2\sim4$ [略]

議員発議案第2号

宮崎県議会情報公開条例の一部を改正する条例

宮崎県議会情報公開条例(平成14年宮崎県条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

故正前	故正後
(開示請求権)	(開示請求権)
第5条 [略]	第5条 [略]
	2 何人も、この条例に基づく公文書の開示を請求する権利を濫用
	してはならない。
(開示決定等の期限)	(開示決定等の期限)
第11条 前条第1項及び第2項の決定(以下「開示決定等」という	第11条 前条第1項及び第2項の決定(以下「開示決定等」という
。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければ	。)は、開示請求があった日から <u>14日以内</u> にしなければならない
ならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合	。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあって
にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。	は、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
2 [略]	2 [略]
(開示決定等の期限の特例)	(開示決定等の期限の特例)
第12条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求	第12条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求
があった日から <u>起算して45日以内</u> にその <u>すべて</u> について開示決定	があった日から <u>44日以内</u> にその <u>全て</u> について開示決定等をするこ
等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあ	とにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には
る場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る	、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る公文書のう
公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、	ちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文
残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足り	書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場
る。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に	合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求

開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなけれ	者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない
	0
	(1)・(2) [略]
	2 前条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議
	長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の
	日数は、同条の期間に算入しない。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第5条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

防災・減災、国土強靱化の更なる推進を求める意見書

近年、巨大地震や気候変動に伴う集中豪雨等の大規模な自然災害が頻発化 ・激甚化しており、本県においても、本年9月の台風第14号に伴う記録的な 豪雨では、県内各地で土砂災害や浸水被害等が発生し、被害額にして約710 億円、3名もの尊い人命が奪われ、道路、鉄道、電力、水道、通信等のライ フラインのほか、地域経済を支える商工業や観光業、農林水産業等の広範な 分野で甚大な被害を被ったところである。 国においては、被災直後から、TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)の派遣

や被災市町村に対する普通交付税の一部の繰上げ交付、さらには激甚災害の 指定など、災害からの復旧・復興へ向けて早期に尽力いただいたところであ る。

国においては、地震・津波対策をはじめ「流域治水」の考え方に基 づき、流域全体で水災害を軽減させる取組や土砂災害対策、社会インフラの 老朽化対策などの取組を「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対 策」として進めており、今般の台風第14号災害においても、その取組効果を

実感できたところである。 しかしながら、その取組は未だ道半ばであり、切迫する南海トラフ地震や 霧島連山の噴火、頻発化・激甚化する豪雨災害等による大規模な自然災害か ら県民の生命と財産を守るためには、防災・減災対策をはじめ、社会インフ ラの整備や老朽化対策など、国土強靱化の取組を中長期的に強力に進めてい くことが重要である。

よって国におかれては、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

- 5か年加速化対策に必要な予算・財源を確保するとともに、5か年加速 化対策後も、予算・財源を通常予算とは別枠で確保して、5~10年程度の 新たな事業実施計画を策定すること。また、安定的かつ長期的に財源が確 保されるよう、新たな中長期事業計画として法制化を図ること。
- 地方自治体が実施する社会基盤整備の遅れを取り戻すための対策に必要 な予算総額を確保するとともに、本県へ重点配分すること。
 緊急防災・減災事業債や緊急自然災害防止対策事業債の恒久化など、防
- 災・減災に係る地方財政措置の充実を図ること。
- 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」において、 道路等と同様に重要なライフラインである水道事業を追加すること。頻発する大規模自然災害時の脅威・危機に即応するため、地方整備局及
- び河川国道事務所・出張所の人員体制や資機材の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月7日

県 宮 崎 議 会

院 議 議 \blacksquare (長臣 院 辻 秀 殿 議 尾 岸 文 雄 殿 閣 総 理 大 田 臣 剛 松 本 明 務 殿 大 俊 殿 財 務 臣 木 藤 勝 殿 労水 信 厚 働 臣 加 農国 林 産 大 臣 野 村 哲 郎 殿 鉄 土 斉 藤 殿 交 大 臣 夫 通 官 閣 松 野 博 殿 内 房 官 国 土 強 靱 化 担 当 大 臣 谷 公 殿 内閣府特命担当大臣(防災)

議員発議案第4号

地方公共交通維持のための財政支援の拡充を求める意見書

バスをはじめとする公共交通は、国民生活及び社会機能・都市機能の維持に不可欠な基盤であると同時に、最低限の日常生活を送るための移動の保障に欠かせない重要な産業である。そのため、国の法制度として、交通政策基本法、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等が制定され、地域公共交通を維持するための制度が少しずつ充実しつつある。

公共交通事業者は、コロナ禍においても大規模な減便・運休をせず社会を支えて きたが、輸送人員が大幅に減少し、事業の存続に関わる大きな打撃を受けている。

地域の公共交通の廃止や縮小に十分な歯止めはかからず、また、気象災害を受けて運行停止となる鉄道路線もあり、交通事業者の企業努力も限界に達している。

人口減少・少子高齢化の進展、限界集落やいわゆる「買物弱者」の増加など地域コミュニティの崩壊、地球温暖化など環境問題への対応など、公共交通の果たすべき役割はますます重要になっており、公共交通に対する公的補助は、交通事業者の経営の問題よりも持続可能な地域政策として、拡充が求められている。

よって国においては、地方公共交通の維持・拡充のため、財政支援措置を拡充するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月7日

宮崎県議会

衆 議 院 議 長 細 博 之 殿 田 参 院 議 長 久 殿 議 尾 汁 秀 文 雄 殿 内 閣 総 理 大 臣 岸 田 財 務 大 臣 鈴 木 俊一殿 国 土 交 通 大 斉 藤 鉄 夫 殿 臣 内 閣 官 房 長 松 野 博 一 殿 官

議員発議案第5号

LPガス料金上昇抑制のための財政措置を求める意見書

国は、本年10月28日に、エネルギー・食料品等の価格高騰の影響により厳しい状況にある生活者や事業者を支援することなどを柱とした「総合経済対策」を策定した。

総合経済対策では、電気・都市ガス料金の負担を直接的に軽減する企業・家庭向けの対策が含まれた一方で、LPガスについては、原料となるプロパンは都市ガスの原料であるLNGと比べて価格が安定しており今後大きな上昇を見込んでいないことに加え、約1万7千社あるLP事業者を通じた直接的な料金軽減対策は執行が難しいことから、構造的に高価なLPガス料金の上昇抑制に向けた配送合理化等の支援等を講じるとした。その上で、各地方公共団体に対しては、地域のエネルギーとしてLPガスが重要であり、企業・家庭向けの直接的な負担軽減対策を講じる必要があるという地域の実情がある場合には、地方創生臨時交付金(電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金)の活用により、LPガス料金の上昇抑制を求めている。

しかし、本県をはじめ、特に地方には、都市ガスよりもLPガスの利用世帯が多い地方公共団体もあることから、地方ほど負担が大きくなることや、地方公共団体の裁量によって負担軽減策を講ずるとすれば、その措置を受けられない地域が発生する。

よって国においては、電気・都市ガスと同様、LPガスを利用する企業・家庭に対しても、住んでいる地域に関わらず、等しく負担軽減策を受けられるよう、LPガス料金上昇抑制のための財政措置を行うことを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月7日

宮崎県議会

衆 博之殿 議 院 議 長 細 田 院 秀久殿 参 議 議 長 尾 辻 内 閣 総 理 大 臣 雄 殿 岸 田 文 俊 一 殿 財 務 大 臣 鈴 木 経済産 業大 臣 村 康 稔 殿 西 閣官房長 野 内 博 一 殿 官 松

請願 一覧 表



__総 括 表__

委 員 会	請	願	計	備考
安县五	新規	継続		/
総務政策	I	1	1	
厚生	I	_	_	
商工建設	-	_	_	
環境農林水産	_	_	_	
文教警察企業	_	1	1	
計	_	2	2	

							文教警察企業常任委員会
請願番号	請	願	第	6	号	受理年月日	令和2年11月30日
					ス感染症を求める		を守り学ぶ権利を保障する
		コロ				染症から子ど 求める請願	もを守り、学ぶ権利を保障
	を請願	しま	す。				準等について、以下のこと3年生でも上限35人学
請願の件名	①- 小 限 ②宮	学1、 35 崎県(、 2 人学	年級	生の上降 を、正式	な、宮崎県の	と、小学3年生以上での上)学級編制基準とすること。 基準を上限6人とするこ
	(④中	· 崎県(小学	1年 の複	生	を含む場	場合の規定は	を上限14人とすること。 、現行の8人。) .と。(事例がきわめて少な
	ŧ	-	子ど	· &			なく、人間的なふれあいの 保障する、教育環境の整備
	⑥国 •	に 対 小 数 を 発 型	して 2年 法律 コロ	生のけ	以上中 ⁴ 改正に。 ウイル ²	学3年生まで よって行う。 ス感染防止の	見書を提出すること の全学年で、上限35人学 ため、20人以下学級を展
	(理由)				をすすめる。	
	宮崎 上限35 から3 なるな	県で 人で 年生 し	は現 すが こ て、	在、わ学	、小学 ^は それ以 ^分 る時、 る時、 級当た	外の学年では 1 学級減や、 0 の人数が急	説明します。 が上限30人、中学1年生が 上限40人です。小学2年生 場合によっては2学級減と 激に増えるということが多 5人学級を実現してほしい」

という保護者や教職員の願いがありました。

2020年に入り、新型コロナウイルス感染症が広がる中で、文部科学省の提起した「学校の新しい生活様式」は、教室での子ども同士の距離を2メートル確保するために、教室あたりの児童生徒数は20人程度とする必要があるとされました。長期間の学校休校のあとに行われた「分散登校」は、この指導の下に行われました。一つの学級を半分に分けて、時間をずらして授業が行われましたが、現在では、元通りの学級のまま授業が行われています。新型コロナウィルス感染症から子どもと教職員の命と健康を守るためには、宮崎県の学級編制基準を上限20人とする必要があります。そうすれば、すべての学級が20人以下となるからです。

昨年2019年度の宮崎県の公立小中学校の状況は、小学校では35%、中学校では29%がすでに20人以下となっています。一方、超過密な36人以上の学級が小学校で9%、中学校では17%もありました。

「調べる会・宮崎」(ゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会・宮崎)が行った2017年度の実態調査では、現状の教員定数の使い方を変えれば、特段の増員を要さずとも、単式学級を上限35人、複式学級を上限14人、特別支援学級を上限6人とすることは十分に可能だということが判明しました。

国の加配定数である「指導方法工夫改善定数」やそれが基礎化された定数は、少人数学級に転用することができます。実際、宮崎県の小1・小2の「30人学級」や中1の「35人学級」は、この定数を転用して行われていますが、転用せずに「一部教科での少人数授業」に使われている定数が、小中学校合わせると309人分ありました。また、国の基礎的定数と県の基礎的配置数との差(その分は使われていない)が139人分ありました。合計で448人分の"使える定数"があるのです。

小学校の小学3年生以上の学年すべてで「35人学級」を実施するためには118学級を増やし、中学校では53学級増やす必要があります。小学校で複式学級を14人以下とするには7学級、中学校で複式をすべて解消するには5学級増やす必要があります。特別支援学級を6人以下とするには小学校で45学級、中学校で7学級増やす必要があります。それから、これらの学級数が増えることに伴って増やされる教員の数が小学校では17人、中学校では33人となります。ですから、増やさなければならない教員の数は合計285人となります。すでに見た通り、現行の定数で少人数学級化に使える定数が448人分あるのですから、定数の使い方を変える

だけで、特段の定数を増やさなくても実現可能なのです。

以上のことから、請願項目の①では、来年度2021年度から、宮崎県の学級編制基準を小学校3年生以上の全ての学年で一斉に上限35人とすることを求めます。そして、請願項目の①-2では、現行の小学1・2年生の30人も正式に県の学級編制基準とすることを求めます。現状では、基準は変えずに運用で行われており、そのために国の標準より1クラスの人数を少なくして増えた学級数が、学級数に応じてプラスされる教員数の決定に、反映されていないからです。

また、複式学級の上限16人、特別支援学級の上限8人というのは、子ども同士の距離の点から言えば問題がないのですが、これらの学級編制基準についても従来から、複式学級はせめて上限14人に、特別支援学級はせめて上限6人に改善してほしいと要望がありました。

ですから、請願項目の②では、特別支援学級の編制基準を6人とすること、請願項目の③では、小学校の複式学級の編制基準を14人とすることを求めます。また、請願項目の④では、中学校の複式学級については、事例が少ないので、解消することを求めます。

次に、請願項目⑤について説明します。

9月30日に公表された文部科学省の次年度予算概算要求書をみると、「少人数学級」の実施へ振替可能な加配定数を、ごく一部の学校での小学校高学年の教科担任制へ2000人分転換(すでに今年度、2000人分転換済み。)することが明示されているのに対して、少人数学級の具体的な人数については曖昧で、必要な予算額も明示されていません。また、少人数指導(一部の教科の授業時間だけを少人数にすること。)とICT(情報通信技術)を組み合わせる制度へ、教育予算の重点を移し変えようとしています。

宮崎県下の学校においても、すでに全校児童生徒にタブレットが配布される学校があるなど、オンライン授業に対応した予算の執行が進められています。しかし、オンライン教育が主となる学校制度では、子どもの健全な成長発達は保障できません。仮想空間での学習だけでは、体感を伴った現実の深い理解を得ることはできません。発育途上の未成熟な子どもたちの心身への電磁波の与える影響も心配です。オンライン授業に過度に頼ることなく、人間的なふれあいのもとで子どもの成長発達の権利を保障する、教育環境の整備を図ることを求めます。

請願項目⑥について、宮崎県議会として国に意見書を提出して

ほしい理由は以下のとおりです。

全国の調査の結果でも、上限35人学級は来年2021年度から全学年で一斉に実施可能であることが分かりました。まずは、国の制度として法改正による35人学級の実現を求めます。

新型コロナウィルス感染症から子どもと教職員を守るためには、上限20人学級が必要です。宮崎県で今すぐに20人学級を実施するには、1,200程度の教室が必要ですが、現在の余裕学級は700ほどです。また、教員を1,300人ほど増やさなければなりません。それらを宮崎県独自に増やすのは、財政的にかなり負担が大きくなります。国庫負担制度を伴ったもので対応する必要があると考えます。来年度、35人学級が全学年で一斉に実施された後、コロナ禍の下でも安全・安心な教育環境を整えるには、国の制度としての20人学級実施に向けて計画的に学級編制基準を縮小していく必要があります。以上の2点について、宮崎県議会から国に対する意見書を提出することを求めます。

紹介議員

前屋敷 恵美 満行 潤一

					総務政策常任委員会
請願番号	請願	魚 第	9 号	受理年月日	令和3年6月21日
請願番号	見 1 拡 2 しがてな平なも 参結ま十利や 体夫書 、国充 、最か異し影成い良夫画論た分益そ第感婦提 のを 近しなま響2とく婦基は家にをの5、	・出 青妈は 青 るいを9のより本「疾考感別欠子親に 願係め 願夫夫親ま及年声い姓計戸の慮じ知男供子つ の機る の婦婦子すぼのがとに画籍一」るに女へ同い 趣関意 理別別別。し内6思へ」制体すこ取共の	「「「「「「「「「「」」」」」(「「」」」)、「「」」」」(「」」)、「「」」」での「「」」と、とが、はない、「」」と、とが、はを「一子さない」」をは、「「」」と、「「」」、「「」」、「「」」、「」、「	は、 ・ 親議 盛が弟社に査に数昨あとへ、よと本島 いまの会もでも以年たなの婚う記計していまでの婚う記画、 一 同し んま間の混も上上1った響に…さに夫 だれで基乱、っい2て夫響に…れに実 に 大 に 大 に 大 に 大 に 大 に 大 に が の 議 に 最 じき じめ・	(本)
	拡充をはつきる	まかり、 ましてに か使用の	それを進 は、国の[める環境の整備 関係機関に夫婦	旧姓の通称使用の更なる 講が必要です。 ・親子同氏を維持し、旧 ・貴議会として提出をお願
紹介議員	窪薗	辰也	佐藤	雅洋 図師	博規 有岡 浩一

議 事 経 過

_	318	_

月 日	曜	区	分	議 事 内 容
11月18日	金	本	会 議	開 会 会議録署名議員指名(山下 寿議員、井上紀代子議員) 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号~第22号、報告第1号上程 知事提案理由説明
11月19日	土			(閉庁日)
11月20日	日			(1417) 117
11月21日	月	休	会	(議案調査)
11月22日	火			(成本即直)
11月23日	水			(閉庁日) 勤労感謝の日
11月24日	木	本	会 議	議案第23号~第30号追加上程 知事提案理由説明 一般質問(井上紀代子議員、有岡浩一議員、山下博三議員、 安田厚生議員)
11月25日	金			一般質問(田口雄二議員、重松幸次郎議員、太田清海議員)
11月26日	土	休	会	(閉庁日)
11月27日	日		X	(м)) ц)
11月28日	月			一般質問(山下 寿議員、坂本康郎議員、佐藤雅洋議員)
11月29日	火			一般質問(坂口博美議員、日高博之議員、武田浩一議員)
11月30日	水	本	会 議	一般質問(岩切達哉議員、前屋敷恵美議員、右松隆央議員) 採決(議案第20号~第22号)(同意) 議案委員会付託
12月1日	木			夢灯 委員会
12月2日	金	· 休	会	常任委員会
12月3日	土	1//	エ	(閉庁日)
12月4日	日			(37)1 11)
12月 5 日	月	本	会 議	議案第31号追加上程 知事提案理由説明 議案委員会付託 特別委員会 常任委員会
12月6日	火	休	会	(議事整理)

月 日	曜	区	分	議 事 内 容
12月7日	水	本	会議	常任委員長審査結果報告 討論(議案第1号、第14号に反対)(来住一人議員) 討論(議案第5号、第15号に反対)(前屋敷恵美議員) 採決(議案第14号)(可決) 採決(議案第1号、第5号、第15号、第30号)(可決) 採決(議案第2号~第4号、第6号~第13号、第16号~第19 号、第23号~第29号、第31号、報告第1号)(可決または承認) 採決(継続審査・調査案件)(委員長の申出のとおり決定) 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号~第5号追加上程 討論(議員発議案第3号に反対)(前屋敷恵美議員) 採決(議員発議案第1号、第3号)(可決) 採決(議員発議案第2号、第4号、第5号)(可決) 採決(議員発議案第2号、第4号、第5号)(可決) 閉 会

署名

宮崎県議会議長 中野一則

宮崎県議会副議長 二 見 康 之

宮崎県議会議員山下寿

宮崎県議会議員井上紀代子